

昭和二十六年法律第二百四十五号

納稅貯蓄組合法

(目的)

この法律は、納稅資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

第二条 この法律において「納稅貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納稅資金の貯蓄のあつせんその他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

この法律において「納稅貯蓄組合預金」とは、納稅貯蓄組合の組合員が納稅資金の貯蓄のため組合を通じてする預金又は貯金で、銀行(日本銀行を除く)、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合又は水産加工業協同組合(以下「指定金融機関」といふ)の加入脱退の自由及び監督の排除)に對して預入したものと、方税(地方税にあわせ又は加算して納付し、又は徴収される地方公共団体の徴収金を含む。)をいう。

第三条 納稅貯蓄組合は、組合への加入及び組合からの脱退を制限し、若しくは強制し、又は組合員に対してその事業活動その他の事項に関する報告の提出を強要し、その他これら的事項について監督を加えてはならない。

(納稅資金の貯蓄方法)
(納稅貯蓄組合預金の受入)
第五条 指定金融機関は、他の法令又は定款の規定にかかわらず、納稅貯蓄組合預金を受け入れることができる。

(租税納付の委託)
第六条 紳稅貯蓄組合の組合員は、納稅貯蓄組合預金をもつて租税の納付に充てようとするとき

は、納付書、納稅告知書その他租税の納付に必要な書類を当該預金の預入先の指定金融機関に提出し、その納付を委託することができる。

指定金融機関は、前項の規定による納付の委託を受けた場合には、正當な事由がある場合を除く外、その委託を拒んではならない。

第七条 紳稅貯蓄組合又はその組合員は、その地位を利用して、その組合員又は自己以外の組合員がなすべき課税標準の申告又は当該組合員に對してなされるべき租税の賦課に關与してはならない。

(所得税の非課税)

第八条 紳稅貯蓄組合預金の利子については、所得税を課さない。但し、第六条第一項の規定により指定金融機関に委託して租税の納付に充てる場合以外の場合において引き出された部分の金額が政令で定める期間内において十万円を超える場合におけるその引出しの日の属する当該期間に対応する利子については、この限りでない。

(印紙税の非課税)

第九条 紳稅貯蓄組合の業務及び納稅貯蓄組合預金に関する書類については、印紙税を課さない。

(補助金の交付)

第十条 国又は地方公共団体は、納稅貯蓄組合に對し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くこと

ができる事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえ

てはならない。

3 第一条の規定による質問又は検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、利害關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による質問又は検査をするときは、前二項の規定による質問又は検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、利害關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

者であつた者その他これに準ずる者は、遲滞なく、規約の届出をした税務署長及び地方公共団体の長にその旨を届け出なければならない。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一 第三条(第十条の二において準用する場合を含む)、第四条、第七条(第十条の二において準用する場合を含む)又は第十二条(過料)第一項の規定に違反した者
二 不正の方法により第十条第一項の規定による補助金の交付を受け、又は受けようとした者
三 第十一条第一項若しくは第二項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
四 第十二条(昭和二六年六月一五日法律第二三九号)抄
この法律は、信用金庫法施行の日から施行する。

附 則 (昭和二八年七月二十四日法律第八一号)
この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年八月一七日法律第二二七号)抄
この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

者であつた者その他これに準ずる者は、遲滞なく、規約の届出をした税務署長及び地方公共団体の長にその旨を届け出なければならない。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一 第三条(第十条の二において準用する場合を含む)、第四条、第七条(第十条の二において準用する場合を含む)又は第十二条(過料)第一項の規定に違反した者
二 不正の方法により第十条第一項の規定による補助金の交付を受け、又は受けようとした者
三 第十一条第一項若しくは第二項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
四 第十二条(昭和二六年六月一五日法律第二三九号)抄
この法律は、信用金庫法施行の日から施行する。

附 則 (昭和二八年七月二十四日法律第八一号)
この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年八月一七日法律第二二七号)抄
この法律は、昭和二八年八月一日から施行する。

